

マイカー通勤に関するQ&A

Q 現在、従業員の中でバイク（本人所有の原付自転車）で通勤している者がいます。質問は、この従業員のバイク通勤に関してです。

- ① 通勤途上に人身事故等を起こした場合、雇用主である私も損害賠償責任を負うのでしょうか。
- ② 従業員本人が転倒等をしてけがをした場合、雇用主である私は治療費負担等の補償責任を負うのでしょうか。

A 従業員の通勤途上の事故について会社は責任を負わないのが原則ですが、その実態によって、会社の使用者責任を認める判例もあります。今回のご質問では、原付自転車は従業員の所有のものですが、このバイクを業務に使用することがなく、雇用主が駐車場を貸すなどの便宜も与えていない場合には、原則的に雇用主であるあなたに責任が生じることはないでしょう。

ただし、雇用主が仕事で従業員のバイクや自動車を利用させて、その分のガソリン代を出していたりすると、たとえ通勤途上の事故であっても雇用主が責任を負うことがあります。

マイカー通勤規程を用意する

このように従業員のマイカー通勤は会社もリスクを負っています。したがって、マイカー通勤は原則禁止を明確にし、従業員は「自動車等通勤許可願」を管轄部署に提出し、許可を受けなければならないとしましょう。

＜自動車等通勤許可願の例＞			
代表取締役社長 殿			
	申請日	年 月 日	
	所 属		
	氏 名		印
自動車等通勤許可願			
車名・型式		車両登録No.	
用途車種		登録年月	年 月
免許種類		免許の有効期間	年 月 日
自動車保険	対人賠償	保険期間	年 月 日から
	対物賠償		年 月 日まで
<p>道路交通法その他の関連法規を遵守して安全運転に努めます。万一、交通事故・事件が発生させたときは、私の責任で一切を処理し、会社に迷惑をおかけしないことを誓約いたします。</p>			

自動車任意保険の加入を絶対条件とする

たとえば、マイカー通勤者の自動車やバイクに保険が付いていない場合、最終的に資力のある雇用主が賠償しなければならなくなるという可能性もあるため、自動車任意保険の加入をマイカー通勤者に課してください。

とくに、今回のご相談者のケースの原付自転車の場合は、車検制度の適用を受けないため、自賠責保険が切れてもそのまま乗り続けてしまうということも考えられます。したがって、原付自転車の場合には、自賠責保険の加入状況を必ず定期的に確認してください。

マイカーを業務で使用することを禁止する

業務使用を認めてしまうと、雇用主は事故における責任の回避が困難になります。

たとえば、従業員が業務に自分の通勤用のバイクや自動車を使用し、雇用主も業務使用を容認している場合、もし事故が起これば雇用主も責任を負うことになります。

業務使用を禁止していても、これに違反している者を放置している場合は同様となるので注意が必要です。

通勤災害において使用者は災害補償義務を負わない

労働基準法では、使用者に対して様々な災害補償義務を課していますが、これはあくまでも労働者の業務上の負傷に対してです。したがって、従業員が通勤途上に災害にあっても雇用主が治療費等の補償義務を負うことはありません。

ただし、通勤は、労働者が労務を提供するための不可欠な行為であることから、労災保険において通勤災害は、業務災害と同様の保険給付が行われます。